

砂利採取業務主任者試験合格証・認定証の再交付申請について

産業振興課あてに以下1.～3.の書類を提出してください。また、合格証の原本を紛失した場合には4.を、損じた、又は汚した場合には5.を、氏名に変更がある場合には6.を併せて提出してください。

なお、再発行した合格証は簡易書留にて送付しますので、以下7.～8.も提出をお願いします。

【提出書類】

1. 再交付申請書（千葉県収入証紙400円分を所定の箇所に貼付してください。）
2. 住民票（本籍不要）の写し（コピー不可）
3. 写真（縦6cm×横4cm。正面上半身で、6ヶ月以内に撮影したもの。裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。）

※ 紛失した場合

4. 誓約書（例を参考に、①紛失した合格証等を発見した場合には、遅滞なく千葉県知事へ返納する旨、②現在いずれの業者に登録されているか、または登録されていないかを示す、誓約書を提出してください。）

※ 損じた、又は汚した場合

5. 合格証の原本

※ 氏名の変更がある場合

6. 戸籍謄本（前現の氏名がわかるもの）
-

7. 430円分の切手を貼付した返信用封筒

※ A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

8. 10円切手12枚

※ 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

9. 住民票の写し、戸籍謄本は申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

☆ 合格証等を直接受領する場合

事前に受領日時を電話で予約してください。また、代理人受領はできません。本人確認のため運転免許証等の公的な証明書を持参してください。

記入方法等に不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせください。申請する前にFAX
いただければ下見もいたします。

【提出・問い合わせ先】

〒260-8677

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

TEL 043-223-2735

FAX 043-222-4555